

1 ④ 「衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。」と規定されている（憲法 54 条 2 項本文）。すなわち、衆議院の解散によって参議院も同時にその活動能力を失うこととなる。

2 ① 明治憲法下では、緊急命令及び独立命令の発出という行政機関による立法が認められ、警察機関もそのような命令を発していたが、現行憲法上、そのような命令は認められていない。

3 ② 幫助犯が成立するためには、客観的幫助行為に加えて、正犯を幫助する意思が必要である。なお、幫助する意思とは幫助の故意であり、未必的なもので足りるが、過失による幫助は認められていない。

4 ③ 最決平元.7.4 参照。長時間にわたる被疑者に対する取調べは、たとえ任意捜査としてなされるものであっても、被疑者の心身に多大の苦痛、疲労を与えるものであるから、特段の事情がない限り、容易にこれを是認できるものではないと判示されている。

5 ⑤ 被留置者の留置に関する規則 8 条は、「留置業務管理者は、被留置者から申出があった場合には、その家族又はこれに代わるべき者に当該被留置者を留置している旨を通知しなければならない。ただし、捜査上特に支障のある場合は、この限りでない。」と規定している。

6 ④ 労働基準法 61 条は、「使用者は、満 18 才に満たない者を午後 10 時から午前 5 時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満 16 才以上の男性については、この限りでない。」と規定している。また、同法 56 条 1 項は「使用者は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで、これを使用してはならない。」と規定している。

7 ⑤ 瞳孔については、まぶたをいったん閉じてから開き、懐中電灯の光を当てる。反応が少ない場合は、病気、怪我の疑いがある。極小、散大、左右の不揃いがある場合は、脳障害、急性アルコール中毒等の疑いがある。

8 ② 鼠径（そけい）部とは、大腿前面と腹壁との間の溝（鼠径溝）に近い左右の下腹部をいう。鼠径部の下端には腸骨と恥骨の間に張る鼠径靭帯があり、大腿に下る筋肉、血管、神経はこの下を通る。

9 ① 最判昭 35.3.10 参照。運転免許に係る行政処分は、運転者自身の知識、技能、適性等の欠陥に由来する道路交通上の危険防止という行政目的のために行われるので、過去の違反行為に対する制裁として行われる刑事処分とは本質的に性格が異なり、両者は相互に影響されない。

10 ③ 一般に、お酒を飲んでつらさを紛らわせようとするのは、睡眠の質を低下させ、うつ病等の心の病気を引き寄せかねないとされている。